

第109号議案

訴えの提起について

長崎県は、次の者を相手として、令和4年度長崎県PCR等検査無料化事業補助金返還金支払請求等の訴え（訴訟上の和解を含む。）を提起するものとする。

1 相手方

住 所	氏 名

2 訴えの内容

長崎県は、[redacted]に対し、令和5年3月及び令和5年5月に長崎県PCR等検査無料化事業補助金を交付したが、不正な手段により補助金の申請が行われたことが判明したため、長崎県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、令和6年3月27日付で交付決定取消通知及び返還命令を行ったが、返還されず未収金となっている。そのため、その額74,929,000円（補助金交付済分）と、同規則第19条第1項の規定に基づき、補助金受領の日から返還の日まで年10.95パーセントの利率で計算した加算金及び同規則第19条第4項の規定に基づき返還期限の日の翌日（令和6年4月11日）から返還の日まで年10.95パーセントの利率で計算した延滞金について、[redacted]に対し、支払いを求めるものである。

令和6年11月26日提出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

令和4年度長崎県PCR等検査無料化事業補助金支払請求等の訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。